

神奈川県箱根町への見舞及び風評被害対策について

神奈川県箱根町では、気象庁が箱根山に対し噴火警戒レベル 2 に引き上げたことに伴い、住民や観光客の安全を最優先に考え、一部の地域に立入規制区域を設定したことより、観光客が減少しています。

箱根町は、「ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟」の幹事として三木市とともに積極的に活動され、友好的関係にあることから、箱根町への見舞とともに風評被害の阻止のため箱根町の正しい情報を三木市ホームページのトピックスに掲載します。

1 三木市長による箱根町への見舞訪問を実施します

- (1) 時期：平成 27 年 5 月 13 日(水)
- (2) 内容：山口昇^{のぶお}士町長を訪問し、見舞金お渡しします。

2 箱根町の正しい情報を三木市のホームページにより周知します

- (1) 今回の措置は、住民や観光客の方の安全を最優先に考え、大涌谷の噴気地帯に近い場所のごく一部への立ち入りを規制するもので、大涌谷以外の観光施設や交通機関は平常通り営業・運行されていること。
- (2) 地域住民は、引き続き平常通りの生活をされていること。

問い合わせ先 三木市危機管理課 電話 0794-82-2000 (内線 2430)